

高齢者に対する虐待について

福祉総務課 指導監査係

高齢者に対する虐待について

令和元年度

虐待・不適切なケアに係る報告・情報提供数 16件

〈報告・情報提供内訳〉

- ・事業者 9件
- ・事業所従業者 3件
- ・利用者家族 1件
- ・その他 3件

〈事業種別内訳〉

- ・有料老人ホーム(サ高住含む) 4件
- ・介護老人福祉施設(地域密着型含む) 3件
- ・短期入所生活介護 3件
- ・介護老人保健施設 2件
- ・認知症対応型共同生活介護 2件
- ・小規模多機能型居宅介護 1件
- ・通所介護(地域密着型含む) 1件

上記の報告・情報提供をうけ、実際に指導監査等の調査に至った事例もあります。

次ページからその具体的な内容や原因・背景を挙げています。

高齢者に対する虐待について

【報告・情報提供の具体的な内容】

- ・叩く、殴る等の行為があった。
- ・原因不明の怪我が生じた。
- ・強い口調による言葉掛けや暴言があった。
- ・個室等に閉じ込める行為があった。
- ・身体を固定するなどの動きを制限する行為があった。
- ・おむつを適切に使用していなかった。

など

高齢者に対する虐待について

【原因・背景】

〈運営体制によるもの〉

・虐待防止委員会の設置等、虐待防止に係る具体的な取り組み、規定どおりの運用がなされていなかった。

⇒虐待防止のための仕組みは適切ですか？

・虐待防止についての内容等を含む、介護技術等についての研修が計画的に開催されていなかった。

・研修の実施はあるものの、従業者個々の理解が十分でないため、実務へ活用されていなかった。

⇒研修の実施はもちろんです、受講者はその内容を理解し、現場で実践できていますか？

高齢者に対する虐待について

【原因・背景】

〈運営体制によるもの〉

- ・事故報告が適切になされていなかった。
- ・事故に関する原因の解明や再発防止策の検討が不十分であった。

⇒ 利用者の心身の状態に変わったことがないか、怪我が生じた原因は何なのか、同じ事故を繰り返さないために職員で介護の方法等が共有できているか等、事故が起こった際の対応が適切か確認すること。

高齢者に対する虐待について

【原因・背景】

〈職員間の連携等によるもの〉

- ・管理者と従業者の間のコミュニケーションが不足していた。
- ・職員間や役職間で情報共有ができる体制が整っていなかった。

⇒互いに意見の交換や情報共有はスムーズに行うこと。

- ・管理者が現場の状況を把握していなかった。

⇒現場の業務状況、従業者や利用者の関係性等、管理者の方は把握できていますか？

- ・従業者と利用者との間のコミュニケーションが不足していた。

⇒従業者が一方的に対応しようとしていませんか？

高齢者に対する虐待について

【原因・背景】

〈職員間の連携等によるもの〉

- ・従業者のストレスケアが不十分であった。

⇒虐待防止に係る研修の実施だけではなく、従業者一人ひとりのストレスケアにも配慮を。

- ・利用者に対する処遇方針、内容等を検討する場が設けられていなかった。又は、検討した処遇方針、内容等が職員間で共有されていなかった。

⇒利用者の個々の特性に合わせたケアの充実を図ること。

- ・利用者の心身の状況について、異変を感知したものの、対応が取られていなかった。

高齢者に対する虐待について

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題です。

日頃から職員の状況や職場環境の問題等を把握し、事業所におけるストレスを軽減し、介護の質を向上させる仕組みづくりに、事業所全体が一丸となり取り組むことが重要です。

高齢者に対する虐待について

虐待等が疑われるような事案が発生したら、
以下について速やかに対応を行ってください。

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・組織的な情報共有と対策の検討
- ・本人及び家族への説明や謝罪
- ・関係機関（長崎市）への報告
- ・原因分析と再発防止の取り組み